



東洋交通労組発 37-11号  
2012年10月2日

東洋交通株式会社  
代表取締役社長 川鍋 一朗 殿



東洋交通労働組合  
執行委員長代行 菊池 るみ



左（春季・年末問題での労使協議会の申入書）

下（回答書）

### 秋季・年末問題での労使協議会の申入書

先月閉会した「2012年通常国会」では、「タクシー事業法」の制定を目指して労・使で政党・政治家・世論への働きかけを行ってまいりましたが、残念ながら国会への提案を行うにまで至りませんでした。今後、労・使共に「タクシー事業法」の制定に向けて、政党・行政・世論への働きかけを一層強化することが必要です。

東洋交通の2012春闘の団体交渉において、経営側から「タクシー事業法が制定された場合、労働者負担の撤廃については真剣に協議をする」事が表明され、その「表明」を評価し不満は残りますが春闘は妥結をしました。

「減・休車」によって、賃金は若干の上乗せになっていますが、未だに30年前の賃金水準に落ち込んでいます。東洋交通においても、「タクシー事業法」の制定が実現するまで、賃金・労働条件の改善を待てる状況ではありません。労・使で推進してきた「タクシー事業法」の目的は「タクシー乗務員の賃金・労働条件の改善」です。東旅協の副会長である川鍋社長は、業界の先頭を切って賃金・労働条件の改善を、是非とも実現して頂きたい。

厳しい情勢の中で、より良い労働者の確保と、利用者サービスの向上と、「法令遵守」「安全・安心」を確実に実現するためにも、以下の項目について早急に解決するよう労使協議会の開催を申し入れます。

#### 記

- 1, 「未収金手数料5%の撤廃」すること。
- 2, 「首都高速帰路料金会社負担」について見直しを以下のように行う事。
  - ① 現行の「首都高速帰路料金会社負担」については、最大900円までを会社負担とする事。
  - ② 首都高大大宮線と継続の首都高5号線の帰路料金は最大900円は会社負担とする事。
- 3, 練馬営業所の恒常的な赤字を解消するため、東洋交通本社に統合する事。
- 4, 東洋交通総務部が4階に移転になったが、不便で効率が悪いので1階に戻す事。
- 5, バイク置き場を整備・拡張する事。
- 6, 「2013年度出番表」を12月中旬に準備する事。

2013年 1月 15日

東洋労働組合  
執行委員長代行 菊池 るみ 殿

東洋交通株式会社  
取締役社長 川鍋 一朗



### 回 答 書

去る10月2日付、貴労組より諸労働条件の改善に関する要求書が提出され、以来幾度にわたる交渉を重ね現在に至っております。

さて、わが国の経済は世界的に見ても例のない長期にわたるデフレーションにより、政界・経済界の混迷をより一層深め、出口の見えない厳しい状態が続いております。加えて東日本大震災の復旧・復興計画は大幅に遅れが生じており、原発を始めとする諸問題解決への糸口さえ見えない状態にあります。この結果、社会保障など抜本的な改革が必要な問題にも多大な影響を与えており、その問題は企業においても経営者及び従業員の将来の不安を助長している要因となっております。

このような経済環境の下で、当社においては労使一体となってサービス品質の向上に取り組み、「選ばれる」タクシーとして生き残りを賭けて努力を重ねているところであります。また、先日行われた衆議院の総選挙の結果、自民党が圧勝し連立で2/3以上の議席を獲得しましたことから、今後は自民党に対し、「タクシー事業法」の制定に向け労使で働きかけることは同感するところでもあります。

このような昨今の経済情勢やタクシー業界を取り巻く環境をはじめ諸般の事情を勘案し、貴労組の諸要求について真摯に検討した結果、最大の誠意を持って回答するものと致しますので引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 記

1. 未収金手数料5%の撤廃について  
→当面は現行どおりとしますが、給与体系見直しと併せて労使で協議して行くものとします。
2. 首都高速帰路料金会社負担について  
→大宮線については他線と同様に営業区域までは会社負担とします。  
但し、降車ICからの利用のみとします。

3. 練馬営業所の恒常的な赤字を解消するため、東洋交通本社に統合について  
→練馬営業所に関しては2013年2月に新会社を設立し、会社分割を予定しております。これにより適切な社内運営体制を構築し、収支と責任体制の明確化を図ることを通じて、市場競争力を向上させていく所存です。

4. 東洋交通総務部の1階に戻すことについて  
→現在の営業のメンバーで対応できるように教育および努力いたします。

5. バイク置き場の整備・拡張について  
→現在駐車棟内のフリースペースが少なく、皆様にはご協力いただき感謝しております。近頃バイク・自転車通勤も増えていることから、設置場所、費用等見積もりを取る等、対応につき検討しています。

6. 2013年度出番表について  
→既に提出済みであります。

7. その他  
日本交通本体同様、二級ヘルパー・東京シティガイド検定・秘書検定・MFA講習については、修了証明書の写しもしくは合格証明書の写しと領収書の写し、英検2級・TOEIC 600点以上の修得があった場合はその証明書類及び領収書写しの提出を義務として費用の全額を会社負担とします。なお、2011年6月1日を起点として負担するものとします。

以上